

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大 作

京都市規則第118号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項表以外の部分中「権限」の右に「(これらの市税に係る徴収金の納付状況の管理及び過誤納金の還付に関するものを除く。)」を加え、「(以下「所轄区長」という。)」を削り、同項の表1市民税の項中「1市民税」を「市民税」に改め、同表2固定資産税の項中「2固定資産税」を「固定資産税」に改め、「並びに固定資産税」の右に「(償却資産に係るものを除く。)」を加え、「及び償却資産」を削り、同表3軽自動車税の項を削り、同表4都市計画税の項中「4都市計画税」を「都市計画税」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「所轄区長」を「市長」に改める。

第5条の2中「区長」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「所轄区長」を「市長」に改める。

第7条第1項及び第2項ただし書中「所轄区長」を「市長」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「所轄区長」を「市長」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「所轄区長」を「市長」に改める。

附則第3項中「附則第12条の2の2第6項」を「附則第12条の2の3第4項」に改める。

附則第11項第2号中「附則第35条の2」の右に「、第35条の2の2及び第3

5条の2の4」を加える。

様式第1号1及び3中「区長」を「(区)長」に改め、同様式5中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

様式第3号6備考以外の部分、同様式7備考以外の部分、同様式8備考以外の部分、同様式9備考以外の部分、様式第4号の2 3備考以外の部分並びに同様式4注及び備考以外の部分中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

様式第4号の5備考以外の部分、様式第4号の6備考以外の部分、様式第5号備考以外の部分及び様式第5号の2備考以外の部分中「区民部市民窓口課」を「区民部市民税課又は同部課税課」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第11号中「京都市 (区) 長」を「京都市長」に改める。

様式第31号注及び備考以外の部分中「区民部市民窓口課」を「区民部市民税課又は同部課税課」に改める。

様式第31号の9 2注以外の部分, 同様式4注以外の部分及び様式第34号2中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

様式第38号から様式第40号までを次のように改める。

様式第38号

鑑札交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名) ⑩

京都市市税条例第76条第2項 (同条例第80条において準用する場合を含む。) の規定により鑑札の交付を申請します。					
車 名		種 別		鑑札番号	※
型 式		保管責任者	住所		
車台番号			氏名		
総排気量又は定格出力	<input type="checkbox"/> リットル <input type="checkbox"/> キロワット		電話 ー ⑩		
使 用 の 目 的					

- 注1 1台ごとに申請書を提出してください。
- 2 ※印の欄は, 記入しないでください。
- 3 該当する□には, レ印を記入してください。
- 4 使用の目的は, 具体的に記入してください。

試乗鑑札交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) ⑩

京都市市税条例第77条第1項 (同条例第80条において準用する場合を含む。) の規定により試乗鑑札の交付を申請します。					
申請数	原 動 機 付 自 転 車				小型特殊自動車
	1 種	2 種 乙	2 種 甲	ミニカー	
	枚	枚	枚	枚	枚
申請の理由					
試乗鑑札を使用する事業所の所在地					

様式第40号

試乗鑑札臨時交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) ⑩

京都市市税条例第77条第1項 (同条例第80条において準用する場合を含む。)の規定により試乗鑑札の交付を申請します。					
申請数	原 動 機 付 自 転 車				小型特殊自動車
	1 種	2 種 乙	2 種 甲	ミニカー	
	枚	枚	枚	枚	枚
申請の理由					
試乗鑑札を使用する事業所の所在地					

様式第41号注以外の部分中

鑑札失効届出書 年 月 日 (あて先)京都市 区長	届出者	住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	⑩

を

鑑札失効届出書	
(あて先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) ⑩

に改める。

様式第42号注以外の部分及び様式第42号の2注以外の部分中「京都市 区
長」を「京都市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、必要があると認めるときは、この規則の施行の日において納税者が滞納している固定資産税（償却資産に係るものに限る。）及び軽自動車税に係る徴収金の徴収に関する権限（これらの市税に係る徴収金の納付状況の管理及び過誤納金の還付に関するものを除く。）の全部又は一部を市長が指定した区の区長に委任することがある。
- 3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)